

## 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号の判断基準

松本市建設部建築指導課

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項第3号に規定する「建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。」の判断基準は、次の1から4までに掲げる区域の区分ごとにそれぞれ1から4までに掲げるとおりとする。

### 1 地区計画の区域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する地区計画のうち地区整備計画が定められている区域内において、当該地区計画に定める事項のうち建築物に関する制限（建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画の内容として建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2に基づく条例に定められたものを除く。）に適合しないものは認定しない。

### 2 景観計画の区域

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に定める事項のうち建築物に関する制限（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠の制限に限る。）に適合しないものは認定しない。

### 3 都市計画施設等の区域

次の各号に掲げる区域内に建築するものは、原則として認定しない。

- (1) 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
- (2) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
- (3) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
- (4) 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

### 4 建築協定の区域

建築基準法第69条に規定する建築協定に定める事項のうち建築物に関する制限（建築物の敷地、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に係る具体的な制限に限る。）に適合しないものは認定しない。